

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」
(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 岐阜運輸支局管内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 岐阜運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

※一部地域

岐阜運輸支局管轄

高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市

令和2年7月14日

中部運輸局 岐阜運輸支局長